

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：小代築炉工業株式会社
業者の住所：大分県津久見市入船西町2-1-1
- 2 指名停止措置期間：平成31年4月25日～平成31年5月24日
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

本件は、小代築炉工業株式会社が民間発注の電気工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額4,000万円以上の下請契約を締結していたため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、平成31年3月1日に大分県知事より指示処分を受けたものである。

5 指名停止措置理由

当該業者たる小代築炉工業株式会社が、建設業法に違反し指示処分を受けたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

従って、本件については、指名停止1月を適用する。

<指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
1～12 省略 (建設業法違反行為)	
13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
14～16 省略	